資料２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

ベンチマーク更新及び基準時更新について（案）

厚生労働省 政策統括官
（総合政策、労使関係担当）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．ベンチマーク更新について

２．基準時更新について（案）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ベンチマーク更新について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

毎月勤労統計調査におけるベンチマークの更新について

- 毎月勤労統計調査は、産業・規模別に調査事業所の前月末労働者数の合計と母集団労働者数との比率（推計比率）を用いて集計を行っている（前月末労働者数＝母集団労働者数となるように調査した数値に推計比率を乗じて集計）。このため、**母集団労働者数を適切に設定することが賃金・労働時間を適切に推計するために重要**となる。
- 母集団労働者数は、事業所の全数調査である経済センサス等の結果を用いて設定し、毎月勤労統計調査の労働者数の増減等により本月末労働者数を推計し、翌月の母集団労働者数とする推計方式（リンク・リラティブ）を用いている。また、この労働者数（前月末労働者数と本月末労働者数の平均）は、**産業・規模別の一人平均の賃金・労働時間等の集計値を積み上げる際のウエイト**となっている。
- 上記のとおり、**母集団労働者数は、毎月推計により更新していくため、年月がたつにつれて、推計と実績との間に乖離が生じてくる**。このため、調査対象事業所の抽出替えの際に、「経済センサス－基礎調査」等の結果を労働者数のベンチマーク（水準点）として、**毎月勤労統計調査の集計に用いる母集団労働者数の実績との乖離を是正するために、母集団労働者数を更新する作業を行っている。この作業を「ベンチマーク更新」という。**

令和９年１月分調査における公表値

○　令和９年１月分調査では、確報において、毎年行う調査対象事業所の入替えや季節調整値の改訂を行い、これに加えて、ベンチマーク更新を実施する予定。

【令和９年１月分調査結果の速報と確報の集計方式の違いの概要】

	令和９年１月分結果速報	令和９年１月分結果確報
集計対象事業所	調査対象事業所入替え前の事業所を集計	調査対象事業所入替え後の事業所を集計
母集団労働者数	令和３年経済センサス－活動調査等に基づき推計した母集団労働者数	令和６ 年経済センサス－基礎調査に基づき推計（ベンチマーク更新）した母集団労働者数を使用
増減率（賃金等）の算定方法	ベンチマーク更新前の令和８年１月分の値と比較	ベンチマーク更新を実施したとした令和８年１月分の値（参考値）と比較
季節調整値	令和７年12 月分までの結果から計算した令和８年１月分の予測季節要素を用いて作成	令和８年１～12 月分の結果を含めて計算した令和９年１月分の予測季節要素を用いて作成

※　令和９年１月確報の公表時に、新サンプル・新母集団結果のほか旧サンプル・旧母集団結果、新サンプル・旧母集団結果についても公表予定。

（参考）毎月勤労統計調査における遡及改訂の考え方について

統計委員会における毎月勤労統計に係る諮問審議（平成２８年１１月～平成２９年１月）に関連する主な審議経緯等※（抜粋）

（※ 平成31年２月22日 統計委員会委員長談話。当該談話については、第133回統計委員会（平成31年３月６日）において、統計委員会名義の文書とすることで了承されている。）

（略）

○ その後、新旧データ接続検討ワーキンググループにおいては、標本交替による新旧断層への対応、母集団情報の変更に伴う更新（比推定における比や母集団の大きさ等の更新）を検討対象とする一方、ウエイト（ベンチマーク）更新を対象外としたうえで、月次または四半期の周期で行われる９つの基幹統計調査を比較した。この比較検討を踏まえ、平成28年8月31日の第3回の同ワーキンググループにおいて、以下のような「望ましい方法」の整理がなされた。

① 標本交替による新旧断層への対応としては、
・（過去値を補正し断層を解消することなく）新旧計数をそのまま接続すること
・断層が過度に拡がる前に、標本を交替させること
に加えて
② 母集団情報の変更に伴う更新については、
全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合、それを利用して数値を滑らかに遡及改定すること

○ これらを、毎月勤労統計の「賃金」に当てはめると、①に言う標本交替には該当するものの、「賃金」についてはそもそも全数調査がないため、②に言う「全数調査などベンチマークとなるものが存在する場合」に該当しないこととなる。

（略）

○ その後、平成30年１月にローテーション・サンプリング方式に移行を開始し、実際に平成30年１月のギャップをウエイト（ベンチマーク）と標本交替の要因別に見たところ、過去の傾向とは異なりウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップが相対的に大きかった。これに伴いウエイト（ベンチマーク）更新に伴うギャップの処理方法が注目を集めた。このため、平成30年８月28日の第125回統計委員会において、「「毎月勤労統計」の接続方法及び情報提供に係る統計委員会の評価」を取りまとめ、新旧データ接続検討ワーキンググループにおいて考え方を整理する際に参考とした月次の基幹統計調査において結果を遡及改定していないことを踏まえ、毎月勤労統計調査の賃金指数における「ウエイト（ベンチマーク）更新に起因するギャップ」についても、遡及改定しないことが適当な処理方法であることを明確化した。

※下線による強調は厚生労働省による。

産業・事業所規模別の母集団労働者数

○　経済センサス等を基礎として整備された事業所母集団DBから得られる産業・事業所規模別常用雇用者数は以下のとおり。

（単位：千人）

令和３年 事業所母集団データベース						
	5人以上	構成割合	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
TL	**48,935**	(100%)	6,299	10,920	13,597	18,118
C	**15**	(0%)	1	1	3	9
D	**2,437**	(5%)	103	284	609	1,441
E	**7,776**	(16%)	1,749	2,416	1,928	1,684
F	**265**	(1%)	61	75	73	56
G	**1,819**	(4%)	568	575	400	276
H	**3,054**	(6%)	241	868	1,119	825
I	**9,174**	(19%)	467	1,593	2,383	4,731
J	**1,379**	(3%)	241	224	408	505
K	**847**	(2%)	73	175	187	412
L	**1,650**	(3%)	331	393	383	544
M	**3,461**	(7%)	80	255	1,011	2,115
N	**1,378**	(3%)	66	170	426	717
O	**2,995**	(6%)	357	430	1,326	881
P	**7,884**	(16%)	1,121	1,735	2,219	2,809
Q	**380**	(1%)	35	149	48	147
R	**4,421**	(9%)	805	1,576	1,073	967

（単位：千人）

令和６年 事業所母集団データベース						
	5人以上	構成割合	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
TL	**49,164**	(100%)	6,416	10,899	13,871	17,977
C	**14**	(0%)	1	2	3	8
D	**2,572**	(5%)	119	321	641	1,490
E	**7,679**	(16%)	1,729	2,462	1,913	1,574
F	**278**	(1%)	61	80	76	60
G	**2,001**	(4%)	647	631	431	291
H	**2,928**	(6%)	216	799	1,084	829
I	**8,906**	(18%)	510	1,509	2,370	4,517
J	**1,330**	(3%)	240	218	378	495
K	**868**	(2%)	80	180	185	422
L	**1,823**	(4%)	369	437	428	588
M	**3,683**	(7%)	53	288	1,288	2,055
N	**1,370**	(3%)	95	183	418	674
O	**2,991**	(6%)	382	415	1,318	877
P	**7,645**	(16%)	1,055	1,539	2,127	2,923
Q	**336**	(1%)	23	125	54	134
R	**4,741**	(10%)	837	1,710	1,156	1,037

（単位：千人）

令和６年 毎月勤労統計調査（６月分母集団労働者数）						
	5人以上	構成割合	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
TL	**50,880**	(100%)	6,981	11,104	13,084	19,712
C	**13**	(0%)	1	2	3	7
D	**2,528**	(5%)	105	310	575	1,538
E	**7,699**	(15%)	1,797	2,327	1,876	1,698
F	**266**	(1%)	66	69	70	61
G	**1,880**	(4%)	676	538	394	273
H	**2,968**	(6%)	228	908	1,008	825
I	**9,269**	(18%)	577	1,555	2,244	4,893
J	**1,338**	(3%)	236	243	355	505
K	**912**	(2%)	82	204	191	434
L	**1,745**	(3%)	362	376	414	592
M	**4,254**	(8%)	77	413	1,074	2,690
N	**1,474**	(3%)	79	189	414	791
O	**3,189**	(6%)	383	538	1,266	1,003
P	**8,309**	(16%)	1,165	1,848	2,086	3,210
Q	**347**	(1%)	33	131	44	139
R	**4,687**	(9%)	1,113	1,454	1,070	1,051

※赤色、青色セルはR3からR6にかけて構成割合がそれぞれ0.1%以上増加、減少した区分

C：鉱業、採石業、砂利採取業　D：建設業　E：製造業　F：電気・ガス・熱供給・水道業　G：情報通信業　H：運輸業、郵便業　I：卸売業、小売業　J：金融業、保険業　K：不動産業、物品賃貸業　L：学術研究、専門・技術サービス業　M：宿泊業、飲食サービス業　N：生活関連サービス業、娯楽業　O：教育、学習支援業　P：医療、福祉　Q：複合サービス事業　R：サービス業（他に分類されないもの）

（注）ベンチマーク更新後のウエイトを用いて「きまって支給する給与」及び「パートタイム労働者比率」を再集計すると、ベンチマーク更新の前後できまって支給する給与で約3,500円、パートタイム労働者比率で約▲1.0ポイントの差が生じる。

産業・事業所規模別の母集団労働者数の割合

○　経済センサス等を基礎として整備された事業所母集団DBから得られる産業・事業所規模別常用雇用者数の割合は以下のとおり。

（単位：%）

令和３年 事業所母集団データベース					
	5人以上	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
TL	**100.0%**	12.9%	22.3%	27.8%	37.0%
C	**0.0%**	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
D	**5.0%**	0.2%	0.6%	1.2%	2.9%
E	**15.9%**	3.6%	4.9%	3.9%	3.4%
F	**0.5%**	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
G	**3.7%**	1.2%	1.2%	0.8%	0.6%
H	**6.2%**	0.5%	1.8%	2.3%	1.7%
I	**18.7%**	1.0%	3.3%	4.9%	9.7%
J	**2.8%**	0.5%	0.5%	0.8%	1.0%
K	**1.7%**	0.1%	0.4%	0.4%	0.8%
L	**3.4%**	0.7%	0.8%	0.8%	1.1%
M	**7.1%**	0.2%	0.5%	2.1%	4.3%
N	**2.8%**	0.1%	0.3%	0.9%	1.5%
O	**6.1%**	0.7%	0.9%	2.7%	1.8%
P	**16.1%**	2.3%	3.5%	4.5%	5.7%
Q	**0.8%**	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%
R	**9.0%**	1.6%	3.2%	2.2%	2.0%

（単位：%）

令和６年 事業所母集団データベース					
	5人以上	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
TL	100.0%	13.1%	22.2%	28.2%	36.6%
C	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
D	5.2%	0.2%	0.7%	1.3%	3.0%
E	15.6%	3.5%	5.0%	3.9%	3.2%
F	0.6%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%
G	4.1%	1.3%	1.3%	0.9%	0.6%
H	6.0%	0.4%	1.6%	2.2%	1.7%
I	18.1%	1.0%	3.1%	4.8%	9.2%
J	2.7%	0.5%	0.4%	0.8%	1.0%
K	1.8%	0.2%	0.4%	0.4%	0.9%
L	3.7%	0.8%	0.9%	0.9%	1.2%
M	7.5%	0.1%	0.6%	2.6%	4.2%
N	2.8%	0.2%	0.4%	0.9%	1.4%
O	6.1%	0.8%	0.8%	2.7%	1.8%
P	15.5%	2.1%	3.1%	4.3%	5.9%
Q	0.7%	0.0%	0.3%	0.1%	0.3%
R	9.6%	1.7%	3.5%	2.4%	2.1%

（単位：%）

令和６年 毎月勤労統計調査（６月分母集団労働者数）					
	5人以上	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
TL	100.0%	13.7%	21.8%	25.7%	38.7%
C	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
D	5.0%	0.2%	0.6%	1.1%	3.0%
E	15.1%	3.5%	4.6%	3.7%	3.3%
F	0.5%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
G	3.7%	1.3%	1.1%	0.8%	0.5%
H	5.8%	0.4%	1.8%	2.0%	1.6%
I	18.2%	1.1%	3.1%	4.4%	9.6%
J	2.6%	0.5%	0.5%	0.7%	1.0%
K	1.8%	0.2%	0.4%	0.4%	0.9%
L	3.4%	0.7%	0.7%	0.8%	1.2%
M	8.4%	0.2%	0.8%	2.1%	5.3%
N	2.9%	0.2%	0.4%	0.8%	1.6%
O	6.3%	0.8%	1.1%	2.5%	2.0%
P	16.3%	2.3%	3.6%	4.1%	6.3%
Q	0.7%	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%
R	9.2%	2.2%	2.9%	2.1%	2.1%

※赤色、青色セルはR3からR6にかけて構成割合がそれぞれ0.1%以上増加、減少した区分

C：鉱業、採石業、砂利採取業　D：建設業　E：製造業　F：電気・ガス・熱供給・水道業　G：情報通信業　H：運輸業、郵便業　I：卸売業、小売業　J：金融業、保険業　K：不動産業、物品賃貸業　L：学術研究、専門・技術サービス業　M：宿泊業、飲食サービス業　N：生活関連サービス業、娯楽業　O：教育、学習支援業　P：医療、福祉　Q：複合サービス事業　R：サービス業（他に分類されないもの）

（注）ベンチマーク更新後のウエイトを用いて「きまって支給する給与」及び「パートタイム労働者比率」を再集計すると、ベンチマーク更新の前後できまって支給する給与で約3,500円、パートタイム労働者比率で約▲1.0ポイントの差が生じる。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

基準時更新について（案）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

毎月勤労統計調査における基準時更新について（案）

- 基準時更新とは、指数の基準時となる年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行うもの。**この基準時更新では、各指数を全期間に渡って改訂するが、増減率は原則改訂しない**。ただし、実質賃金指数の計算に当たっては、名目賃金指数と消費者物価指数の基準時を同じとするが、**消費者物価指数は、増減率が改訂される場合があることから、実質賃金指数の増減率は過去に遡って改訂されることがある**。
- 指数の基準時を令和2年（2020年）から令和7年（2025年）に更新する場合、**令和8年12月分以前の常用雇用指数、賃金指数及び労働時間指数について改訂を行う**。
- また、現在、実質賃金の算出において、令和２年（2020年）基準の消費者物価指数を用いているところ、基準時を更新するため、**実質賃金指数の算出に用いるCPIについても、令和９年新１月分調査結果から、令和７年（2025年）基準の値を用いる**こととする。
- **実質賃金指数の増減率は、**基準時更新した後の指数（令和７年基準）を利用し、**令和８年１月分から令和８年12月分までの前年同月増減率などについて再計算を行う**（この期間は、消費者物価指数の遡及期間と連動して定めている）。なお、実質賃金指数以外の指数は、基準時更新による指数改訂に伴う増減率の再計算は行わない。
- 以上の**基準時更新の作業を令和９年１月分に行う**。

（※）消費者物価指数(CPI)は、本年７月分(８月21日公表)から2025年基準の指数が作成された。今後、CPIの基準時更新のタイミングに合わせて、毎月勤労統計調査の基準時更新のタイミングを前倒しすることも考えられる。これについては将来的な検討課題。

毎月勤労統計調査における基準時更新について（案）

（名目賃金・労働時間・常用雇用指数）

- 令和８年12月分までの全ての指数（令和２年基準、常用雇用指数は３(1)ウの改訂後のもの）を令和７年平均の指数が100になるように次式により改訂する。

$$I'(\text{令和７年基準}) = I \times \frac{(\text{令和７年の指数のある月数}) \times 100}{\text{令和７年各月の指数の合計}}$$

I ' ：基準時更新後指数
I　：基準時更新前指数

（実質賃金指数）

- 実質賃金指数開始時点から令和８年12月分までの実質賃金指数を次式に基づき改訂する。

$$R_{2025}(\text{令和７年基準}) = \frac{W}{C_{2025}} \times 100$$

R_{2025}　：令和７年基準の実質賃金指数

W　：　修正した（名目）賃金指数

C_{2025}　：令和７年基準の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）